

# 移送サービスご利用案内

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会

交野市天野が原町5-5-1

新規登録：895-1185

### ◆福祉有償運送とは

福祉有償運送（通称「移送サービス」）とは、交野市内にお住まいで、一人で外出が困難な要介護（要支援）認定者や身体障がい者の方々が外出できるようボランティアの協力をえて、リフト付き自動車などで外出の援助をします。

### ◆利用対象者

交野市内にお住まいの一人では外出が困難な下記の条件にあたる人。

- ①介護保険法での「要支援」および「要介護」の認定を受けている人
- ②身体障がい者手帳をお持ちの人

※急な体調不良や事故等の対応を考慮し、ご利用者様の安全確保を目的として、原則として付添人（1人）の同乗が必要です。

### ◆利用目的

病院や公共施設の利用、レクリエーションや社会参加のための送迎

例：通院・映画・買い物・カラオケ・散髪（美容院）など

### ◆利用できる範囲

北河内7市（交野市・四條畷市・枚方市・大東市・寝屋川市・門真市・守口市）で、発着のいずれかが交野市内であること

### ◆利用日と時間

利用可能日：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）

利用時間：午前9時30分～午後4時30分（ただし、ゆうゆうセンター発着時間）

例：往路）午前9時30分ゆうゆうセンター出発 → 利用者宅 → 送り先  
復路）迎え先 → 利用者宅 → ゆうゆうセンター午後4時30分到着

### ◆利用回数

1ヶ月に2回まで（回数は片道・往復にかかわらず1回とします）

### ◆事前の登録が必要です

- ①社会福祉協議会職員が訪問し、面談をさせていただきます。
- ②移送サービス利用登録申請書の提出をお願いします。
- ③利用決定通知書と利用申請書が郵送で到着したら利用申し込みができます。

### ◆有効期限

登録の有効期限は原則として3年です。更新時期になりましたら、社会福祉協議会から更新の意思確認を行い、更新を行います。ただし、登録事項に変更が生じた場合は、ご連絡をお願いします。

### ◆ご利用について

①電話にて下記の番号に連絡し、仮予約をしていただきます。(平日 9 時～17 時 30 分)

#### 【お聞きする内容】

- ・利用日時(往路・復路)、行き先、付添人
- ②「移送サービス利用申請書」を提出いただき、予約確定になります。(ファックス・郵送・持参可)

予 約 の 期 限	利用予定日の 1か月前～ <u>1週間前まで</u>
申 し 込 み 先	社 会 福 祉 協 議 会
電 話 番 号	817-0990
ファックス番号	895-1192

<b>【利用申請書提出先】</b> 交野市社会福祉協議会 〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1 ファックス：895-1192
---

※年末年始などの大型連休の場合はこの限りではありません。詳しくは、お問合せください。  
※予約は先着順になっているため、ご希望に添えない場合があります。  
あらかじめご了承ください。

### ◆付添人がおられない場合

外出サポーター(付添いボランティア)の利用ができます。

- ①ボランティアセンター(電話番号 894-3737)に連絡し、外出サポーターの申し込みを行ってください。
- ②外出サポーターが決定後、移送サービスの利用予約ができます。

### ◆利用料金

- ・市内の場合・・・往復600円(片道は300円)
  - ・市外の場合・・・往復800円(片道は400円)
- ※ただし、市外で、片道が5キロ未満(出発地から到着地までの距離)の場合往復600円(片道は300円)
- ※料金は当日、運転ボランティアにお渡しください。  
おつりがないように、準備をお願いします。
- ※駐車料金や高速道路通行料などは別途利用者にてお支払ください。

### ◆事故が起きた時の対応について

事故の補償については、社会福祉協議会が加入している保険の範囲内とします。

#### 【加入保険】

- ・西日本自動車共済協同組合
- ・大阪府社会福祉協議会「移送中事故傷害保険」